

文部委員會議録 第十七号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)

午後四時一分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

委員 天野 公義君 堀坂田 道太郎君

委員 原田 憲君 堀田中 久雄君

委員 前田榮之助君 堀中村 梅吉君

委員 伊藤 郷一君 尾関 義一君

委員 小西 寅松君 竹尾 弼君

委員 安井 大吉君 野村 金五君

委員 高津 正道君 野原 覺君

委員 山崎 始男君 大西 正道君

委員 松平 忠久君 北 吟吉君

委員 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部事務官(社 寺中 作雄君)

会教育局長)

委員外の出席者

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

七月二十二日

委員町村金五君辭任につき、その補

欠として若田均君が議長の名で委

員に選任された。

同月二十三日

委員若田均君、石村英雄君及び下川

儀太郎君辭任につき、その補欠とし

て町村金五君、辻原弘市君及び山崎

始男君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

委員辻原弘市君辭任につき、その補

欠として西村力弥君が議長の名で
委員に選任された。

七月二十二日

高田中学校屋内体操場建築費国庫補

助に関する請願(田中好君紹介)(第

五〇二四号)

小学校危険校舎改築費等国庫補助に

関する請願(田中好君紹介)(第五〇

二五号)

私立学校教職員共済組合法制定に關

する請願(堀原時三郎君紹介)(第五

〇二六号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第五〇二七

号)

三ノ宮小学校改築費国庫補助に關す

る請願(田中好君紹介)(第五〇二八

号)

建国記念日復活に關する請願(永田

良吉君紹介)(第五〇四五号)

理科教育振興に關する請願(離尾弘

吉君紹介)(第五一三〇号)

学校給食法制定等に關する請願(小

林信一君紹介)(第五一六四号)

義務教育費国庫負担法による政令等

撤廃に關する請願(大石ヨシエ君紹

介)(第五一六五号)

義務教育費国庫負担額確保に關する

請願(鈴木茂三郎君紹介)(第五一六

六号)

同(福田篤泰君紹介)(第五一六七号)

同(鈴木仙八君外三名紹介)(第五一

六八号)

木津小学校校舎分教場改築費国庫補

助に關する請願(田中好君紹介)(第

五一六九号)

小中学校屋内体操場建築費国庫補助

に關する請願(田中好君紹介)(第五

一七〇号)

別院中学校屋内体操場建築費国庫補

助に關する請願(田中好君紹介)(第

五一七二号)

危険校舎改築促進臨時措置法制定に

関する請願(田中好君紹介)(第五一

七三三号)

公立学校施設整備に關する請願(星

島二郎君紹介)(第五一七四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

青年学級振興法案(内閣提出第一三

〇号)

〇辻委員長 これより會議を開きま

す。

青年学級振興法案を議題とし、前会

に引続き質疑を続行いたします。高津

正道君。

〇高津委員 私の質疑は法案第一条並

びに第三条に關してであります。第

三条に「青年学級は、勤勞青年の自主

性を尊重し」ということが一番初めに

書かれてありますが、その言葉の意味

する内容を具体的に事例をあげてもう

少し御説明願いたいと思ひます。

〇寺中政府委員 青年学級を適正に運

営いたしますには、どうしてもそれを

受講する側に立ちます勤勞青年の熱意

あるいは希望というものが沿つて、そ

の希望にこたえる運営をする必要があ

ると考へるのであります。たとえ

ば、この学級におきます学科内容、教

育内容にいたしましても、青年の方で

は實際生活に必要ないろ／＼の職業的

課程、あるいは一般的課程というふう

なものを希望しておられるのであり

ますが、なるべくそれに沿つたものを

与える。また時間の關係にいたしまし

ても、あるいは場所の關係にいたしま

しても、講師の關係にいたしまして

も、できるだけ青年の希望に沿ひ、青

年が自主的に決定するところの希望に

合うようにやつて行くことが適正な運

営になると思ひのであります。その

やり方といたしましては、その青年学

級の開設そのものにおきまして、まず

希望のための申請を出さしめて、その

申請を審査した上で、大体それに合う

ものを開設するという方法をとつてお

ります。また運営上いたしましては

でも、たとえば青年学級運営委員会と

いうようなものをつくりまして、そこ

に青年の者も参加させて、講師あるい

は主事という方々との話し合いでそ

の内容を決定して行くというようにい

たものが、最もうまくこの青年学級を

運営する方法であらうと考へておるの

であります。

〇高津委員 同じく第三条の「勤勞青

年の生活の実際及び地方の事情に即応

して」ということ、これも具体的に内

容を承つておけばけっこうであると思

ひます。

〇寺中政府委員 青年学級の対象にな

ります勤勞青年の生活というものは、

いろ／＼諸種万般でありますので、た

とえば漁村の生活と農村の生活、ある

いは工場地帯の生活では非常に違つて

おります。そういう生活の實際に合う

ように教科内容も運営方法も考へて行

く。また地方の事情という意味からい

たしまして、都会地、農村地等によ

りましてあるいは土地の風習というよ

うなものもあると思ひのであります

が、そういうような点をしんじやくい

たしまして、その点についての青年の

希望も聞き入れまして、なるべくそれ

に合はした運営をいたして行くとい

うことが理想であると思ひのであり

ます。

〇高津委員 第四条の「青年学級によ

る教育を受けようとする勤勞青年に対

しては、できる限り、その機会を与え

られなければならない」という原案で

ありますが、「できる限り」という意味

は、義務的ではないのだという意味

にもとれるし、根限りというような強

い意味にもとれるのですが、政府のお

考へはどうでしょうか。

〇寺中政府委員 勤勞青年が青年学級

において教育を受けたいという熱望を

持つております際に、その青年の父兄

であるとかあるいは使用者であるとか

いうような者が、その勤勞青年が青年

学級に出席することをじやます。あ

るいはじやますというところでなくて

も、それに対する適當なる機会を与え

ないようなことにしようということな

いように、なるべく勤勞青年が青年学

級に出席する機会を与えるための便宜

をはかつてやることを望まします。しか

○寺中政府委員 お話の点は私どもも
一々もつともと思うのでありまして、
青年がほんとうに現在の国情を見つめ
て、日本再建の中心になるという気持
で立上つてもらうということは、今日

○町村委員　今回提案されておる青年学級というものと、今存在しておりまう青年団が、大体どういうような関連性を持つようなことになるのでありますか、その点をちよつと……。

んになる、青年団の活動が盛んになれば、青年学級も盛んになるというよう
な、相互協力関係においてこれは発展
進歩して行くべきものであると考えて
おります。

ついてはきわめて肝要なことであると思ふのであります。従つてそういつた点について一切を青年自身の運営というようなことにのみまかせておいて、はたして青年学級の創設の目的が十分

○高津委員 文部大臣が御出席になりましたのでお尋ねいたしますが、ただ

いま幸中政府委員からこの青年学級の教師たる者が憲法を説明する場合に、第九條——委員諸君にもこれを讀むことはなほ失礼であります、あらためて印象を深くするために讀みますと、憲法第九條「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」二、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」これは第二章の戦争の放棄の全文でございますが、こういう話を生徒に教えることは何ら教育の中立性の定めと違反するものではない、特定政略の政策を推進する意味で、教えるという事は困る、こういう意味の答弁があつたのであります、これならば特にファシヨ的の答弁とは私は認めないのであります、大臣は今私が申し述べた答弁を、私が了解しておる意味と同様なお考えをお持ちであるかどうか、これをお伺いいたします。

○大連國務大臣 たいまいお述べになりましたように、第九條の憲法の説明といふ事は、わが国の現在の制度がどうなつておるんだということを説明するといふことは、これは何も特定政略の云々という關係は起らないと思つて、一党一派の片寄つた主張を教へ込むといふ点であります、これは特に強調してといふ意味がちよつと私わが国の憲法はこういう制度になつておるといふところを何べん話してみたと

ところで、これはさしつかえないと思つてあります。ただこの憲法から、わが国は軍備を持つてはいけないのだ、再軍備をしてはいけないのだと、ここまで来るといふと、これはやはり政略の主張に片寄つた教育になる、かように思つております。

○高津委員 この憲法には再軍備を禁止しておるのであり、それで再軍備をしてはならないのだといふことを言へば、それは教育の中立性に矛盾する、再軍備をしてはならないといふことが憲法に書いてあるのだから、これをいくらか説いてもそれは何らさしつかえないでしよう。

○大連國務大臣 私の言うのが言葉が少し足りなかつたと思つて、私が申し上げたのは、今日御承知の通り、わが国においては憲法を改正しても再軍備をする必要がある、こういうことを主張しておる議論がございます。同時にまた、この憲法をあくまで維持して再軍備というものは絶対にすべきではない、こういうことを主張しておる政略があり、そこでこれは現在の政治問題でありまして、この政治の論争をめぐつて各党各派がその主張を異にしておる。現在の憲法においては戦争は放棄しておる、従つて軍備は持たないのだ、こういう制度になつておる。だからこの憲法が継続する限りは、そういうものである。これについてはだれも文句はないと思つて、この憲法を維持しつづ大いに軍備を拡張する、なんといふことを言つてゐるものはない。でありますからして、この制度の説明として、そういうことになつておるといふことを言うのは一向さしつか

えない。ただ、この制度を改めて軍備をなすべきものである、いや憲法はあくまで維持して軍備をしてはならぬのだ、こういうことは政治的な問題であります。これが現在の政治問題となつてゐる場合に、そのいづれかの言い分を教育の上に持ち込むといふことは片寄つたことになる。御承知の通り、政治上の一つの主張が通るならば、それは多くの場合同時に制度を改廃するといふことがついて来るのであります。

○高津委員 憲法を維持して軍備をしてはならない、そう教へてはならぬ、なぜならば憲法を改正して再軍備しようといふ党派もあるのだから、憲法をこのまま維持して軍備をしてはならぬのだ、こう教へることはいけぬと言われるのであります、憲法第九十九條には、これもまた失礼でありますけれども、短かい条文ですから讀ませていただければ、天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。と、國務大臣をその中に特別にしてあり、そうしてこの憲法は最高法規であつて、いかなる法律にも命令にも優先するものであるといふのが第九十八條の定めになつております。そうしてこの法規をかえる場合には、特に單なる多數決ではなしに、やがましい制限が設けられておるほどのものであります。だからこの憲法を教へる場合、憲法の柱は三本でありま

す。基本的人権の尊重と戦争の放棄と主権在民と、この三つでありますから、その他の部分を省略しても、この部分には熱を持って、憲法の精神はここにあるのだ。他の条項、主権在民を熱を持って教へると同じように、他の部分は忘れてもこゝは忘れてはならぬぞ、こう教へても、文部大臣やいかなる方面から、それをやつてはならぬ、なんと言われぬ、それを言つたら、それはたいへんなことだと思つたのであります。文部大臣は、憲法を擁護して再軍備をしてはならない、そういうような主張をすれば、特定政略の議論に味方するものであつて、教育の中立性に反する、こういう意見を持つておられるのであるが、それはわれわれは了承することができません。今の言葉をそのまま押し切られる考えでありますか。

○大連國務大臣 第九十九條はまさにその通りでありまして、「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」これはきつめて當然のことでありまして、かりにこの憲法が改正になりました、やはりこの規定は残らなければならぬものであります。これは現在の憲法が長く限り、この憲法に従ひ、尊重し、擁護する、こういうことは当然のことでありまして、私が申し上げましたのは、この憲法をかへた方がいいか悪いか、憲法には限らぬ、すべての法律にしましても、その制度をかへた方がいいか悪いかといふことは、一つの政治上の問題であります。憲法がある限りこれを尊重し擁護しなければならぬ、これは言をまたぬことであります。問題は、憲法をかへた方がいいか悪いかといふことが、そのときの政治問題として取上げられ、

それをめぐつて各党各派が主張を異にして相争つてゐる、論争してゐる場合に、そのいづれかの主張をこの青年学級において教へ込むことはいけぬ、こういうことを言うのであります。

○高津委員 憲法は現在再軍備を禁止してゐるわけなんです。それで今ある憲法に對して異を唱へて、これを改正してまで再軍備をやろうといふ異端者が今現われてゐるわけなんです。あらゆる学校において、青年学級においても、憲法の原典通りそれを教へる、これは何らさしつかへはないのであります。三本の柱のどの部分も一番わかりやすい一番大事な部分でありますから、勤勞青年に對してそれを熱を持って教へることは、何ら文部大臣がこれこれ言ふべきものではなくて、正しいことを正しく教育者が教へてゐるのだ、こういう御理解を持たれることはできませんか。言いかえるならば、私の意見に同意することはできませんか。

○大連國務大臣 私はこの憲法の規定を説明することはさしつかへない、これは申し上げてあるものであります。しかしながら政治といふものは制度について絶えず検討を加へて、制度はこれによろしいか、時勢も日々変遷するのであります。その状態に備へて、制度をこのままにして置いてよろしいか、改正すべきものであるか、これは当然政治上の中心の問題でありまして、もし今の憲法はこうあるのだから改正しなければならぬといふ意見があつた場合に、それは異端者の言であるとして言えないといふことであるならば、政治的な自由はなくなるのであります。私は常に現在の制度をその時勢に應じて

このまま置くか、改正するか、これを検討して行くところに国の政治の進歩があると思つてあります。私の申し上げるのは、憲法を説明することはよろしい、現在の憲法はこうなつてゐる、これを言うのはよろしいのである、ただこうなつてゐるから絶対これをかへてはならぬといふところまで来ると、その問題が、そのときに政治上の問題となつて、各派論争の的である場合においてはこれはいけな

い、こつたのであります。
○高津委員 憲法のどの条項に對しても、どんな小さい政党が一つの異議を申し立てても、それは政治上の論争になつてゐるところであるから、そこを教へれば、教育の中立性に反する。憲法は改正する必要がある場合には改正をせねばならぬのであつて、民主主義の国では、改正をいくら主張してもいいのであるから、改正論は異議ではない。だから改正論が起つておる以上は、そのところは政策にわたり中立性を犯すから、それは問題の意味だけはおつたといふこと以外には言えないとおつしやるのですか。

○大連國務大臣 法律制度といふものはきまつておつて、そのきまつた制度のもとにおいて、それと違反することをやつてもさしつかえないといふことは異議者でありましよう。しかしながら法律制度はこのままでは国の実情に合ふ、また不利益である、だからこ

ういふふうには改正しなければならぬと主張することは、これは政治上常に見ることであつて、これが異議者であるとか何とか言われるのは、私は了解に苦しむものであります。
○高津委員 現在の憲法第九条の規定

は、アメリカといふ国とソ連といふ國との間にもまれておる立場にある日本の現在の情勢から見ると、憲法の第九条の規定はきつめて日本にとつて都合のいいものである。だから國民の大多數の利益を守るためには、この憲法の規定が正しいと私は思つておるから、私からは改正論を唱へる者

は異議者だと言つたので、私は改正論を唱へることはいいなかつたので、その点は御了解願ひたい。だがものを教へるのには、私は重点を尊重する主義でありま

も、これはさしつかえない。何にも一党一派に偏した教育ではない、私はこう思ふのであります。主権在民といふ点についても同様でありまして、主権在民といふことは今日の憲法で規定してある。これが政治上の論争の的になつておる思想でもなければ、各党各派これぞ主張を異にして議論をしておるわけでもない。だれも異論のないことなのであつて、これを教へてみたところ、これがあつたに片寄つた教へ方だといふことはあり得ない。でありますから、私は、憲法の規定を改正した方がいゝとか悪いとかいふことだけで、片寄つたものだと申し上げるのじやない。これは具体的に實際について判断をしなければならぬのであります

が、たゞ、再軍備云々の例をお出しになりましたから、再軍備云々といふことになれば、現在の政治問題であり、現在各党各派が主張を異にして論争しておる問題であります。その場合にいづれかの党派の主張をそのまま教へ込むことが片寄つた教育になる、か

○高津委員 私が言うのは、教育基本法であらうといふのは憲法であらうといふやうな、いやしくも政党であるならば大小を問はず、その第何条かの条項について改正を主張しておる。その場合にそのことだけを熱心に教へるといふことは、それは政策論にわたるから教育の中立性を侵すことだと、こつた見解に承つておるから、他の憲法の条項あるいは教育基本法の条項について、一党一派が何か言つたら、もうあ

ななな議論の方に当てはまることになつておるのか、その答弁がないからそこを聞いておきたいのです。

○大連國務大臣 これは實際問題として具體的な場合に、この法律案の第十一条の適用がどうなるかといふことをきめなければならぬと思ふのであります。きつめて抽象的なお尋ねでありまして、明瞭でない点があるのであります。私は再軍備といふことを例にとつてのお話でありますから、その問題に限定をして、さうな場合にはこれは片寄つたことになるだらう。そこでどういふ問題か仮定して、それをどんな小さい政党がこつたといふても、それはいかぬのか、こつたといふお尋ねでありまして、どうも非常に漠然としてよくわかりませんが、しかしそれが相當に世の中に大きな政治問題として浮び上つて來た問題であれば、それは政党が小さいから、大きいからといふことは私は私には思ふ。共産党は今政党としては非常に小さい。小さいから共産党の言ひ分には看過してもよろしい、さういふことは私は考へないのであります。

○野原委員 関連して。ただいまの高津委員の質問に對する大臣の御答弁はきつめて重大であります。なぜ重大かと申しますと、一体今日日本の教育者は何によつて教育をするんですか、憲法によつて教育をするわけでありま

○大連國務大臣 私は前にも申し上げたのであります。第九十九条の規定は憲法を尊重、擁護すべしといふことを規定してあるものであります。これはこの憲法の規定の純く限りこれを尊重し擁護しなければならぬ、この憲法をそのまま置いて、さうしてこれを輕んじこれに違背する、さういふことの許されなかつたことは申すまでもないことであつて、しかしながら第九十九条の規定がいやしくもこの憲法をさらによくするために、あるいは國家の實

負うと明確に規定してある。一体尊重し擁護するとはどういふことでございませうか。單に憲法に書かれてあることを、これはこつたいふ事實でございませうと生徒に話すことであるのか。尊重し擁護する義務を負うのでございませう。尊重擁護といふことは一体どういふことだとお考えか、承りたい。
○大連國務大臣 この憲法が純く限り、第九十九条によつて尊重、擁護する義務があることは問題ないと思ふのであります。

情に沿うために、これをかえた方がよろしい、どこをかえた方がよろしい、こういう政治的議論を一切抑圧する性質のものではないと思つております。

○野原委員 そこで重ねてお尋ねしますが、第九条はこの憲法という言葉の中に入りませんか。第九条は、改正されない以上は、尊重し義務を負うというこの憲法の中に入ると思ふのです、いかがですか。

○大達國務大臣 ちろん入るものであります。

○野原委員 そうなれば第九条の規定するところの精神である再軍備反対の教育を教師が行つて何がいけないか。

○大達國務大臣 再軍備をしないことになつてゐるんだ、わが国の建前がそれを教えることは当然であります。これが何も悪いとは言わない。再軍備反対といふことばです。再軍備をしない、こういう主張に対してそれは反対だ、こういうことは主張でありまして、それは憲法改正をめぐる政治的議論でありまして。私は、わが国の憲法の規定はこういうふうになつてゐるといふことを教えるといふことは初めから何もさしつかえない、かように考へてゐる。

○野原委員 再軍備をしないことになつてゐるんだ、といふことを教えることはよいと申されますが、実は御承知のように再軍備反対を唱へてゐる政党が今日あるわけなんです。この九十九条の趣旨に従つてあくまでも憲法を擁護しなければならぬといふ政党があるわけです。従つて第九条の憲法を、つまり再軍備反対といふことを先生が子

供たちに話した場合に、たま／＼そういう政党があるために、この教師はいわゆる特定政党の政治的主張をしたのであるといふようなことに断定をされるならば、憲法の規定といふものを教師は教えることすらもできないといふことになるわけなんです。大臣はこの憲法の規定を教えることだけならばよいと申しますけれども、あなたの頭のその考え方がよろしいと、たまたま特定政党がそういう政治的主張をしてゐる、従つて実は教えることすらも許さないのだ。憲法に關してとにかくある政党が、共産党でも何でもよろしい、自由党でも、とにかく憲法に關してある何らかの主張をした場合には、一体公務員といふものは、この憲法を尊重し擁護することの義務を負うといふこの規定に反した行動をしなればならぬ、といふことにあなたの御意見はなるわけですが、よろしゅうございませうか。その通りでよろしいのですか。

○大達國務大臣 私は、憲法を改正しなければならぬといふ意見がかりにあつたとして、その意見を述べるといふことは、第九十九条に違背するものとは思われないのであります。先ほど申し上げましたように、憲法をそのまま規定を残しておいて、そうしてそれに違反することでも何でもいからやつちまへ、こういうことを言う者があれば、これは明らかに第九十九条に違反する。しかしながら、憲法を改正した方がよろしい、こういう主張をするといふことが第九十九条に違反するとは私は思われないのであります。もし第九十九条がそういう主張をすることでも押えつけてしまふといふことであれば、これは野原君がもしやうな解釈をおとりになるとすれば、第九十九条といふのは、いわゆるこの憲法を千古不磨の宝典にして動きのとれないものにして、わが国の政治家の政治的な意見の発表をそれで押え、そうしてわが国の政治の進歩をとどめるものになる。こういうふうには私は思ふ。

○野原委員 たいへん大臣は私の質問を誤解されてゐる。私は教師が憲法の改正の主張をすることができないといふやうなばかなことは言つた覚えがない。ただ憲法に書かれてあることを忠実に守る教師があつた場合に、たまたま特定政党がそういう主張をしてゐるからといって、それにひつかけて教育の中立性を阻害したといふやうな考え方である教師に臨むことがいけない、といふことを言つてゐるんです。よろしゅうございませうか。憲法の改正を主張することはあなたは何らさしつかえないじやないか、こう言う。それがさしつかえないこと、憲法に規定されてあることを尊重し擁護して、あくまでもこれに信念をもつて教育する教師が一体何がさしつかえがあるのでございませう。何にもさしつかえないのです。ところがあなたの先ほどの高津委員に対する御答弁を聞いております。うな、はつきりあなたはそのやうな政治的主張のある特定の政党がやつてゐる場合には困るのだ、そういうことがあつた場合には憲法に書いておつてもこれはできないのだ、こう言われるので私は質問をしてゐるわけでありまして、重ねてもう一度元にかへつてお尋ねいたします。再軍備反対といふ教育は先生はできないのかどうか。明確な御

答弁を願ひます。

○大達國務大臣 御承知の通り再軍備をすべきかあるいはすべからざるか、これはわが国の近年の上下を通じての一番大きな問題として扱われてゐる政治的な問題であります。そこで、たまたまその政治的な問題をとりえて、一そうしてこれはわが国の朝野にわたる、あるいは各政党政派を通じて非常な関心をもちつて論争されてゐる、近年における一番大きな政治問題になつてゐる。これは憲法が軍備をしないのだといふことにきめてある点は明白であります。これは現状がさうでありまして、ただ現状はさうなつてゐる、といふことを説明することはむろんさしつかえない。ただ再軍備をするといふことはいけないのだ、こうせねばならぬとか、つまり将来の問題について政治的な論争になつてゐることを取上げることはよろしくない。こういう意味を申し上げてゐるのであります。その辺の言ひ方が多少十分なために誤解を招いてゐるのじやないかと思ふのであります。この憲法はむろん尊重して、軽々しく変更すべきものでないことは常識であります。しかしながら憲法自体がその改正というものを予想してゐる。憲法自身の中に改正の場合の手續を規定してゐる。でありますからして、これは改正すべきものであるか、改正すべからざるものであるか、これが政治的な論争になることは当然であります。それを改正しなければいかぬといふのはよろしくない、こういうことにはどうしたつて私はならぬと思ふのであります。ごく早い言葉で申しますと、青年學校を開いて、地方青年を集めて、さうしてどうしてわが国は

再軍備をしなければならぬのだ、こういうことを教えることはよろしくない。同時にまた絶対に再軍備をしてはならぬ、こういうことを教えることもよろしくない。それは青年學校をして一種の政壇演説会にしてしまふのであります。私はさうなことは困る、少くともこの法律においては期待しておらぬ、こういうことを申し上げてゐるのであります。

○野原委員 そういたしますと、私はこれ以上質問はいたしません、はつきりここで確認しておきたいのであります。再軍備に關する問題は今日政治的論争の中心になつてゐるから、教師が再軍備反対の教育をすることはいけない、こういう御見解であると承つてよろしゅうございませうか。これは確認でございませうから、よろしいならよろしいでいいです。

○大達國務大臣 わが国の現在の情勢におきましては、再軍備反対といふ主張を青年に教へ込むことはよろしくない。同時にまた再軍備をしなければならぬのだ、この主張を教へ込むこともよろしくない。(これは大問題だぞ)と呼ぶ者あり。

○松平委員 非常に重大であり、かつこの問題は現実の問題として教師が非常に困る場合があると思ふのです。従つてもう少し、確かめておきたいと思ふのであります。現行の憲法において再軍備を否定してゐる。従つて教師が九十九条の公務員の憲法遵守の義務に従つて再軍備はいけないのだ、こういうふうには教へることは憲法違反にはならない、また教育の中立性の違反にもならない、こういうふうには思ふが、その点はさしつかえありません。

か。———そうでありますならば、代議士も公務員であります、たまたま、その代議士が青年学級に頼まれて行つた場合において、それと同様のことを講義した場合に、かりに代議士の所属の政党が憲法擁護、再軍備反対といふことでありまして、公務員たる代議士の資格として行つた場合にはさういふかえなかつたと思うのですが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 先ほど申し上げましたように、わが国の憲法はかようなことになつておるといふことを説明することは何もさういふことではない。

○松平委員 青年学級の学習内容は、政治教育を含んでおりますかどうですか。

○大達國務大臣 含んでおると思ひます。

○松平委員 政治教育を含んでおるとするならば、青年に対して、青年学級において政治に対する批判力を与える教授はさしつかえないと思ひますが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 抽象的に政治に関する一般的な知識を与えて、青年をして政治を批判する力を養わせる、これはさしつかえないと思ひます。政治教育とはさういふものであると思ひます。

○松平委員 政治教育とはさういふことであるとするならば、その政治教育の一つとして、再軍備とか——軍備の問題も私は政治問題の一つであると思ひますが、そういう再軍備等を含む政治問題について批判力を与えるために、むしろ青年に対して正しい知識を与えるために、青年学級の目的に合致しておるといふふうに思ひわけです。

○大達國務大臣 それはさしつかえないと思ひます。

○松平委員 そうであるならば、特定の政党の主張する再軍備反対であろうが、あるいは再軍備賛成であろうが、そういうものを禁止する必要はないと思ひますが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 私が申し上げるのは、教育がある一派に偏することになるか否か、これは具体的な場合の判断でありまして、一党一派の主張に偏する結果を来してはならぬ、こういうことを申し上げておるわけであります。

○松平委員 そういうことであるならば、偏しない程度において特定の政党の主張を教え込むといふことは何らさしつかえない、そういうことになりませんが、それでいいですか。

○大達國務大臣 偏しない程度と言われるけれども、偏しない程度において特定の政党の主張を教え込むといふことは、すなわち偏するといふことであります。

○山崎(始)委員 この問題は重要でありますから、私別な角度からお尋ねしてみたいと思ひますが、教育基本法の八条の、教育の中立性といふこの規則が、青年学級を実際に運営するにあつて適用されるのであります、されないのであります。

○大達國務大臣 あれは「学校は」とありまして、学校教育についての規定であります。これは毎々説明申し上げたように、いわゆる学校教育の範疇には一応入らないものであります、社会教育として扱われておるのであります。従つて教育基本法八条の適用が

ない。それに対応してこの十一條の規定が法律案に盛り込まれておるわけであり

○山崎(始)委員 教育基本法の第八條の第二項の教育の中立性の問題は、たゞいまの文部大臣の御答弁では、これは学校じやないんだから適用されな

い、こゝろおつたのではあります、こゝろおつた、青年学級といふ一つの教育の場といふものは、教育基本法の八条二項の、いわゆる中立性の規定に

関する教育の場ではないといふ御解釈ですか、そのように今の御答弁は聞かれるのであります。

○大達國務大臣 教育基本法の八条第二項は、「法律に定める学校は」とあります。でありますから、青年学級といふものが、社会的の普通の觀念からいつて学校と認むべきものであるかどうかであるか、これは議論がありま

う。学校といふものを、ただ教育を教える場所である、こゝういふふうに簡単に解釈すれば、一般的な学校といふ觀念に入るかも知れません。ただ第八條の規定は、「法律に定める学校は」という一定のわくをはめておりますから、青年学級といふものは入らぬ、こ

ういふ意味であります。

○山崎(始)委員 實は私がこゝういふ問題を御聞きしていますことは、青年学級を運営されまゝと、初期の講師は、おそらく大部分が現在の義務教育の学校に従事しておる先生である、あるいは高等学校の先生方が実際に教えられる側に当られると私は解釈する

のであります。そうすると、たゞいまたゞ「話が再軍備の問題になりまして、再軍備あるいは再軍備でない」といふ問題にかかわらず、教育基本法

の八条の教育の中立性の問題に關連いたしまして、この青年に教える先生の身分は、あくまで公務員であります

が、この人が、今言つた教育基本法の八条の教育の中立性云々の教育の場ではないといふ解釈に基いて、もし政治的な発言があつた場合は、この教育基本法の八条の適用は受けないといふことに解釈してよろしうござい

ます。

○大達國務大臣 これは、たゞいま申し上げましたように、八条の規定は、「法律に定める学校は」とある。それで「法律に定める学校」とは何であるかといふと、学校教育法第一条に、

「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」こゝういふふうに形式的にこの法律に定める学校といふものを限定してあるものであります。従つて青年学級といふものは、少くともわが国の法律の上においての学校ではない。従つて教育基本法の第八條の規定は、青年学級には適用がない、従つてそれに照応する規定をこの十一條に設けたのである、こゝういふうに御了解をいただきたい。

○山崎(始)委員 そういたしますると、学校の先生が、かりに講師に頼まれて教える場合に、政治的な言があつた場合は、もとより取締られることだらう。文部大臣の今日までの御答弁の中

から推察いたしまして、あなたのお考えならば、お前は不都合じやないか、こゝういふことを教えているじやないか、政治問題に論及しておるじやないか、こゝういふ問題が必ず起つて来ると思ふのであります、その場合は何によつて取締られますか。

○大達國務大臣 青年学級で、学校の教員がいわゆる特定の政党の利害に關係するようなことを教える、こゝういふ場合には、第八條の違反にはなりません。教育基本法の第八條の規定に違反したといふわけではないのであります。従つて、それはこの青年学級の法律によつて是正せられる、こゝういふわけであり

ます。

○山崎(始)委員 そういたしますと、あくまで教育基本法の八条の適用は、もしこゝういふ場合が起つても受けないといふことになるわけですね。

○大達國務大臣 その通りです。

○山崎(始)委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、私がこゝういふ問題を

出しますことは、實はこの危険性は實際の運営にあたつて非常に起ると私は思ふ。なぜならば、青年学級の対象となるところの生徒と申します、年齢層を考へてみましても、これは御承知のように義務教育を出た者でありまして、おそらく年齢も相當高い者がいるだらう。そうなりますと一つの科目を教へましても必ず現実の問題が出て来る、時の政治の問題が出て来る、こゝういふことになりたがるのであります。たとへて言いますと、その青年学級をやつておられます付近にかりに軍事基地なら軍事基地といふ問題が現実にあるとい

たが、今あなたが御答弁になつておる
ようないわゆる紙一重だという、こ
ういふ問題は義務教育の学生ならば紙一
重でもつて学校の先生も防ぐことはで
きる、教えることはできると思ひます
が、年齢の点から考えますと、ちよう
ど大臣の御答弁のように、まことに曖
昧模糊として善処するとか、あるいは
考慮するとかいふふうな態度をかりに
その先生がとるならば、おそろしくこ
ういふ青年学級はおおきいからもうや
めようじゃないか、必ずこうなるのが
現実なのです。私たちもよく青年学級
をのぞいて現実に見たことがあります
が、そういうなまやさしい答弁でもつ
て、もしその学校の先生がかりに軍事
基地の問題、あるいは再軍備の問題を
教え、あるいは子供の質問に対して答
弁をしておつたならば、現実の問題は
そんなことで満足するような年齢じゃ
ございません。私はそう思うのであり
ます。ただいま大臣の御答弁を聞いて
おりますと、憲法九条の問題あるいは
九十九条の問題にいたしましたも、非
常に重大であるのかかわらず、非常
に曖昧模糊としております。そうして
あなたのそういうことは悪いことだ、
よいことだという判断が非常に境目で
あります。しかしながらただいまも言
いますように、その年齢の層から見てみ
ますと、そういう境目の問題でもつ
てその運営ができる。すなわち教える
ことができると思つたら青年学級は大
間違ひであると思ふ。そうしてまた同
時にあなたが山口県の小学生日記にや
ありませんが、これは義務教育の生徒
でありますから、私はここでかれこれ
申すのはございませんが、少くとも
相手は二十過ぎてゐる実際の社会人を

とちえて教える場合には、こういう問
題はたび／＼私は起つて来るだろう、
そのときにもし大臣が今御答弁のよう
なものの考え方でもつて、この中立性
云々の御判断の基礎にされるようなこ
とでありましたならば、おそろしくも
教えに行く学校の先生は恐ろしくつて
こわくつて、いつ大臣からしかられる
かわからない、いつ教育委員会からプ
ラツク・リストに載せられるかわからな
いという現実の問題が必ず起つて来る
と思ふ。それで私はただいま第一に教
育基本法八条の解釈をお尋ねしたので
ありますが、この点は非常に私は重要
であらう、かように解釈いたします。
それでありますから、きようは大分遅
うございますので、この問題は非常に
重大であるだけに、私は次の委員会に
もう一度この問題を取上げて審議なさ
るよう委員長にお願ひをしておきま
す。これで私の質問をやめますが、こ
れを取上げていただけますかどうか。
○辻委員 理事會に諮りまして善処
をいたします。

○小林(信)委員 今の問題は青年学級
の關係からはずれて行くような形です
が、しかし青年学級の問題はやはり重
大なる問題だと思ふ。大臣としまし
ても御自分が一半の答弁をなさつてい
るようであります、私たちにびたつ
と納得できないところがあるのであり
ます。どうかこの問題はあらためて真
剣にやつていただくことをお願いし
て、きようはこれで打切つておしま
す。

○辻委員 本日はこの程度で散會
し、次回は公報をもつてお知らせいた
します。

午後五時二十六分散會